

産業廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

平成29年度

設置者名	弟子屈町
施設名称	弟子屈町産業廃棄物処理施設
設置場所	弟子屈町字美留和160番1、同160番2、同227番、字美留和原野49線西4番4、同4番5

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

（産業廃棄物処理施設の維持管理等）

法第十五条の二の三第二項 次の産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

I 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成9年法律第85号。以下「平成9年改正法」という。）による改正前の法第15条の許可又は届出に係る廃棄物処理施設には「維持管理に関する計画」の策定が義務づけられていなかったことから、これらの施設については、変更の許可を受けるまでの間は、維持管理情報等の公表に係る改正規定のうち「維持管理に関する計画」を公表する部分については適用しません。

II 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

下のとおり

目次

- 1 受入れ及び埋立した廃棄物の種類及び量
- 2 最終処分場維持管理状況
- 3 最終処分場残余容量の測定
- 4 廃棄物の展開検査
- 5 最終処分場周辺の地下水、浸透水処理施設の放流水の水質測定の記録等
 - (1) 地下水観測井（上流）
 - (2) 地下水観測井（下流）
 - (3) 浸透水観測井

1 受入れ及び埋立した廃棄物の種類及び量

単位：kg

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
① 金属くず	3,300	0	1,490	4,090	860	4,220	1,610	4,260	3,760	1,540	2,450	90	27,670
② ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器	1,090	930	0	4,940	0	4,140	670	6,580	730	360	230	390	20,060
③ 工作物の除去に伴って生じたコンクリート	19,520	2,050	1,960	7,460	2,840	149,290	32,140	108,090	34,870	17,190	1,240	0	376,650
④ 舗装の破片	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤ 廃プラスチック類	16,510	2,160	2,030	2,940	620	8,200	6,950	4,900	8,610	1,420	7,510	18,690	80,540
⑥ ①～⑤の混合物	29,850	10,120	3,520	23,520	15,910	41,720	17,560	58,190	26,280	26,720	9,530	6,430	269,350
合計	70,270	15,260	9,000	42,950	20,230	207,570	58,930	182,020	74,250	47,230	20,960	25,600	774,270

2 最終処分場維持管理状況

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第2条第2項第2号（第1条第2項第7号）

維持管理の状況	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
埋め立てる産業廃棄物の流出を防止するための擁壁等	点検日	4月28日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月29日	10月27日	11月30日	12月29日	1月31日	2月28日	43,189
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
	必要な措置を講じた日												
	措置の内容												

3 最終処分場残余容量の測定

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第2条第2項第2号（第1条第2項第19号）

単位：m³

維持管理の状況	点検頻度	測定年月日	埋立容量	埋立済容量	残余容量
残余容量	年1回	3月31日	315,729	97,602	218,126

4 廃棄物の展開検査

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第2条第2項第2号ロ

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実施回数	84回	27回	26回	40回	31回	72回	67回	75回	66回	36回	39回	35回	598回
安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着、混入が認められた日													

5 最終処分場周辺の地下水、浸透水処理施設の放流水の水質測定の記録等

(1) 地下水観測井（上流）

採水場所： 弟子屈町字美留和160番3

① 毎月検査

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第2条第2項第2号ハ

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月12日	5月10日	6月7日	7月5日	8月2日	9月6日	10月4日	11月8日	12月6日	1月10日	2月7日	3月7日
結果の得られた日	4月27日	5月17日	6月14日	7月12日	8月9日	9月14日	10月12日	11月27日	12月13日	1月17日	2月14日	3月15日
塩化物イオン	12	8	10	10	11	8	8	7	7	20	18	14
電気伝導率	19	12	13	11	9	12	11	10	10	18	16	18
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年1回検査

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項 目	項 目	項 目	項 目
採取した日	4月12日	トリクロロエチレン	< 0.001
結果の得られた日	4月27日	テトラクロロエチレン	< 0.001
アルキル水銀化合物	< 0.0005	ジクロロメタン	< 0.002
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	< 0.0005	四塩化炭素	< 0.0002
カドミウム及びその化合物	< 0.0003	1,2-ジクロロエタン	< 0.0004
鉛及びその化合物	< 0.001	1,1-ジクロロエチレン	< 0.01
六価クロム化合物	< 0.005	1,2-ジクロロエチレン	< 0.004
砒(ひ)素及びその化合物	< 0.002	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.001
シアン化合物	< 0.1	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006
ポリ塩化ビフェニル	< 0.0005	1,3-ジクロロプロペン	< 0.0002
		チウラム	< 0.0006
		シマジン	< 0.0003
		チオベンカルブ	< 0.002
		ベンゼン	< 0.001
		セレン及びその化合物	< 0.001
		1,4-ジオキサン	< 0.005
		塩化ビニルモノマー	< 0.0002
		異常の有無	無
		必要な措置を講じた日	
		講じた措置の内容	

(2) 地下水観測井(下流)

採水場所: 弟子屈町字美留和160番2

① 毎月検査項目

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第2条第2項第2号ハ

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月12日	5月10日	6月7日	7月5日	8月2日	9月6日	10月4日	11月8日	12月6日	1月10日	2月7日	3月7日
結果の得られた日	4月27日	5月17日	6月14日	7月12日	8月9日	9月14日	10月12日	11月27日	12月13日	1月17日	2月14日	3月15日
塩化物イオン	6	7	10	9	9	12	6	11	16	24	38	15
電気伝導率	43	32	32	36	35	37	44	38	29	45	24	46
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年1回検査

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項 目	項 目	項 目	項 目
採取した日	4月12日	トリクロロエチレン	< 0.001
結果の得られた日	4月27日	テトラクロロエチレン	< 0.001
アルキル水銀化合物	< 0.0005	ジクロロメタン	< 0.002
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	< 0.0005	四塩化炭素	< 0.0002
カドミウム及びその化合物	< 0.0003	1,2-ジクロロエタン	< 0.0004
鉛及びその化合物	< 0.001	1,1-ジクロロエチレン	< 0.01
六価クロム化合物	< 0.005	1,2-ジクロロエチレン	< 0.004
砒(ひ)素及びその化合物	< 0.002	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.001
シアン化合物	< 0.1	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006
ポリ塩化ビフェニル	< 0.0005	1,3-ジクロロプロペン	< 0.0002
		チウラム	< 0.0006
		シマジン	< 0.0003
		チオベンカルブ	< 0.002
		ベンゼン	< 0.001
		セレン及びその化合物	< 0.001
		1,4-ジオキサン	< 0.005
		塩化ビニルモノマー	< 0.0002
		異常の有無	無
		必要な措置を講じた日	
		講じた措置の内容	

(3) 浸透水観測井

採水場所： 弟子屈町字美留和160番2

① 毎月検査項目

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第2条第2項第2号ホ

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月12日	5月10日	6月7日	7月5日	8月2日	9月6日	10月4日	11月8日	12月6日	1月10日	2月7日	3月7日
結果の得られた日	4月27日	5月17日	6月14日	7月12日	8月9日	9月14日	10月12日	11月27日	12月13日	1月17日	2月14日	3月15日
生物化学的酸素要求量	< 0.5	< 0.5	< 0.5	0.6	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年1回検査

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第2条第2項第2号ホ

項目	項目	項目
採取した日	4月12日	トリクロロエチレン < 0.001
結果の得られた日	4月27日	テトラクロロエチレン < 0.001
アルキル水銀化合物	< 0.0005	ジクロロメタン < 0.002
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	< 0.0005	四塩化炭素 < 0.0002
カドミウム及びその化合物	< 0.0003	1,2-ジクロロエタン < 0.0004
鉛及びその化合物	< 0.001	1,1-ジクロロエチレン < 0.01
六価クロム化合物	< 0.005	1,2-ジクロロエチレン < 0.001
砒(ひ)素及びその化合物	< 0.002	1,1,1-トリクロロエタン < 0.001
シアン化合物	< 0.1	1,1,2-トリクロロエタン < 0.0006
ポリ塩化ビフェニル	< 0.0005	1,3-ジクロロプロペン < 0.0002
		チウラム < 0.0006
		シマジン < 0.0003
		チオベンカルブ < 0.002
		ベンゼン < 0.001
		セレン及びその化合物 < 0.001
		1,4-ジオキサン < 0.005
		塩化ビニルモノマー < 0.0002
		異常の有無 無
		必要な措置を講じた日
		講じた措置の内容